

昭和八年

小作争議調査表

No. 16

(月報番號第一四一號)

(昭和九年三月分)

場 所	小倉支店小徳野	發生 期	昭和八年 五月八日
關係人員	地主 谷利太郎 小作人 若本茂次郎 外三名	關係地 種類面積	田 三反三丁歩 畑 十丁歩
地主關係團體	ナシ	小作人 關係團體	可農九州同盟会小倉支部
原因	小倉市に在り農行發給し不事案を企圖し不化を録解とホめつつありし知十作人口所處 紛争、應獲つ下り糾作料九十月を要せしむに因。	經過	市當局は他の区劃整理に依り評 定十五年の作物補償名義を以 て解決せしむるを要す。 日農同盟会福高支部、五十名 支部長は市上不運長を以て市 に依り土地補償金を返る九十月を 要せしむ。土木課、急度強硬 にし、当初四月以上以上の補償は 困難と認め、十作人口所處に 下り糾作料を解決。
要求事項	糾作料返る九十月を要す	結果	一作物補償金を返る四月五日に 支給す。 二十作人口土地返還す。

財團協調會福岡出張所

備考	更上一切解決す。 二百五十日其三日捕縛、李貞春崩 債の結果、糾作料解決す。 (五反)
----	---